

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

目次

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)

- 県営土地改良事業の換地処分

- 道路の供用開始

- 平成五年宮城県告示第千四十五号(屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定)の一部改正(二件)

- 土地改良区役員の退任の届出

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

告示

(1) 平成22年3月12日 金曜日

宮城県公報

- 宮城県告示第百八十八号
- 宮城県告示第百八十六号
- 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百一十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月十一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四一〇五〇〇〇七八	夢の森 気仙沼市赤岩大滝二一一	社会福祉法人 洗心会	平成二十二年三月二十一日

事業所番号	所在地の名称及び種類	指定年月日
○四一〇五〇〇〇七八	夢の森 気仙沼市赤岩大滝二一一	平成二十二年三月二十一日
○四一三六〇〇一〇七	川本字吉郡み福祉作業所 仙台市青葉区上杉板五 丁目二三階	平成二十二年四月一日
○四一五一〇一〇四七	仙台市青葉区上杉板五 丁目二三階	平成二十二年四月一日
	ワークスもくれん 仙台市青葉区上杉板五 丁目二三階	平成二十二年四月一日

○宮城県告示第百八十七号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百一十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年三月十五日から平成二十一年四月十一日まで

三 縦覧場所
白石市役所

○宮城県告示第百八十九号

県営河南4期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年三月十五日から平成二十一年四月十一日まで

三 縦覧場所
石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の一第一項の規定により県営土地改良事業石越北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の一第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年三月十五日から平成二十一年四月十一日まで

三 縦覧場所
登米市役所及び登米市石越総合支所

○宮城県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の一第一項の規定により、県営土地改良事業牛地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年三月十五日から平成二十一年四月十一日まで

三 縦覧場所
登米市役所及び登米市登米総合支所

○宮城県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業石越北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年三月十五日から平成二十一年四月十一日まで

三 縦覧場所
登米市役所及び登米市石越総合支所

○宮城県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の一第九項の規定により、県営土地改良事業第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第七項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十二年三月十一日

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 处分を行つた地区の名称

多田川地区

二 处分の年月日

平成二十二年三月四日

○宮城県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係方面は、平成二十二年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

県道	中田栗駒線	供用開始の区間		供用開始年月日
		一般国道	路線名	
		三百四十六号	同市同町上沼字谷地前七四番一地先から同市同町上沼字籠壇四一番二地先まで	平成二十二年三月十六日

○宮城県告示第百九十四号

平成五年宮城県告示第二百四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十一日から施行する。

平成二十二年三月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 2の表中

区域キンジンを除工でタマジンアバチラのエ登

を

区域キンジンを除工でタマジンアバチラのエ登

に改める。

○宮城県告示第百九十五号

平成五年宮城県告示第二百四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十七日から施行する。

平成二十二年三月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 2の表中

ヨリ府ジャンクシ
ラカンから利府し
チエンジンタマ

を

ヨリ府ジャンクシ
ラカンから富谷ジン
マシヨンま

に改める。

○宮城県告示第百九十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

退任した者

所長 斎藤俊夫

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年二月二十六日	渡邊正巳	岩沼市館下三丁目一一番四十一号	理事

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十一号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十二年三月十一日

宮城県教育委員会

委員長 大村虔一

三 事 件

一日時 平成二十二年三月十八日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

1 教育功績者表彰について	一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
2 平成二十二年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について	二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
3 富城県文化財保護審議会委員の人事について	三 八五、〇四〇
4 職員の人事について	
5 富城県教育委員会行政組織規則の一部改正について	
6 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について	
7 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について	
8 県立学校の管理に関する規則の一部改正について	
9 新県立高校将来構想及び第一次実施計画について	
10 宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針について	
四 傍聴者の定員	
五 傍聴手続	
1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対しています。	一 十一人
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。	二 行います。
六 問い合わせ先	
仙台市青葉区本町三丁目八番一号	
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一・二二一・三六一一）	

○富選管告示第十九号
平成二十一年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

三八五、〇四〇

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤健一

○富選管告示第二十号
平成二十一年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十一年三月十一日

青葉選挙区	七五、五五一	岩沼選挙区	一一、八四一
宮城野選挙区	四九、八一二	登米選挙区	一三、八八一
若林選挙区	三五、一〇二	栗原選挙区	二一、八六五
太白選挙区	五九、〇九六	東松島選挙区	一一、六四三
泉選挙区	五六、四七六	大崎選挙区	三七、〇四四
石巻・牡鹿選挙区	四八、〇六七	柴田選挙区	一三、一三七
塩釜選挙区	一六、一六六	亘理選挙区	一四、五八
気仙沼選挙区	二〇、八七六	宮城選挙区	一三、二三一
白石・刈田選挙区	一四、七五六	黒川選挙区	二二、四〇九
名取選挙区	一八、九四九	加美選挙区	九、四五
角田・伊具選挙区	一三、四三一	遠田選挙区	一二、二三二
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三四六	本吉選挙区	四、九〇七